いじめ防止等のための基本方針

長野県上田高等学校

学校いじめ防止等のための基本方針

長野県上田高等学校

一　いじめの防止等の対策のための基本的な方針

1　（はじめに）学校のいじめの防止等の対策の目指すもの

本校は，長野県の東信地区に位置し、上田市の文化財に指定されている表御門・築地塀・濠に囲まれた上田藩主居館跡に建てられた今年度創立 127 周年を迎える伝統校であり、「平和的な国家・社会の形成者として、真理と正義を愛し、個性豊かな自主的精神に満ちた資質を養う」という教育方針の下、様々な教育活動を展開している。

地域の方々や保護者の方の学校教育に対する信頼は厚く、教育活動への理解及び協力する姿勢も高い。

生徒は、素直で明るく、大学への進学を希望する生徒がほとんどである。また、部活動への加入率も高く、スクールアイデンティティーである「試百難」（困難から逃げない、周到な準備をする，最後まで粘りぬくの３点）を心構えとして、「文武両道・自学自習」といった伝統の継承を胸に、高い目的意識を持って学習や部活動、学校行事等に意欲的に取り組んでいる。

「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、いじめの防止等の対策をすすめることは、よりきめ細かな生徒理解及び保護者や地域との連携につながり、そのことで、すべての生徒が毎日安心して学習やその他の活動に意欲的に取り組むことができ、本校の目指す生徒像の育成に寄与できるものと考える。

2　学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

(1)　いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- 生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2)　いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(3)　いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4)　いじめ解消に向けて

① いじめに係る行為が少なくとも３カ月を目安として止んでいること
② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
上記の目標を達成すべく指導を徹底する。

(5)　その他配慮を必要とする生徒への対応

① 発達障がいを含む障害のある児童生徒
② 海外から帰国し児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

(6)　学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

3　いじめ問題の理解

(1)　いじめをとらえる視点

ア　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

（いじめ防止対策推進法）

イ　基本認識

●「いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こりえる」
・ だれもが被害者にも加害者にもなり得る 。
●「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」
・ いじめられたとする生徒の心理面を重視する。
●「いじめは人として絶対許されない」
・人権や生命に関わる重大な問題である。

(2)　いじめの様態

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・小競り合いやけんか
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3)　いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条に規定）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害

行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4)　いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の生育環境、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながる。

ア　いじめの背景

- 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。（地域社会）
- 心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躾が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。（家庭）
- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。（学校）

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」、「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ　いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集団的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級や同じクラブ活動の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室やクラブ活動全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営やクラブ経営を行うことが欠かせない。

ウ　いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとすること、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

二　いじめの防止等のための取組

１　組織の名称は「いじめの防止等対策委員会」とする。

(1)　構成員

管理職（教頭）……全体の統括・渉外
教務主任……年間計画の作成（調整）・検証
生徒指導主事……個別のいじめ事案への対応
生徒会係主任……生徒会行事の計画
ＰＴＡ係主任……ＰＴＡ諸会の計画
人権平和係主任……人権平和学習・職員研修の計画
養護教諭……いじめ事案への対応・相談窓口
生徒相談支援委員長……いじめの相談窓口・情報の収集と記録
情報（教科）主任……情報モラル教育の計画
学年主任……各学年の取組・個別事案の対応

(2)　役割

〇学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価
・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
・生活実態調査（アンケート）を定期的に行い、取組の見直しを行う。
〇学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信
・学校基本方針を家庭や地域へ発信する。
・取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。
〇いじめの早期発見、早期対応
・個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。

・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。
〇教職員の意識啓発
・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
・いじめ問題に対する研修会を企画する。

2　いじめ防止等の取組

(1)　いじめの未然防止・早期発見の取組

①　いじめの未然防止の取組

ア　いじめの起きにくい学校、学級づくり

学校教育全体を通し、道徳教育や読書・体験活動の充実、コミュニケーション能力の育成を図る。

(ｱ) 授業中の生徒指導の充実
- 「自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- 三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視した「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
- グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- 「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
- わかる授業を展開するとともに、一人一人が活躍できる場づくりを進める。

(ｲ) 学級活動
- 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- 被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に訴える。
- 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- 学級合唱、学級レクなど生徒が気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。

(ｳ) 行事

- 生徒が挑戦することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られる行事を計画し、生徒が主体的に取組めるように支援する。
- 異学年交流、地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

イ　「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- 年度当初に学校要覧や学校便り等で「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会やＰＴＡの会合、地区懇談会等を活用して周知を図る。
- 人権教育強調月間などを年間計画に位置づけ、授業参観や学年ＰＴＡを開催し、保護者とともに、いじめ問題への取組みを考え合う機会をもつ。
- 生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。

ウ　生徒の主体的活動の活用（生徒会活動）

- 生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- 主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げるよろこびを体得できるよう支援する。
- 生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

エ　職員の資質の向上

- いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を行う。
- 授業の規律を定めるとともに、生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる教室づくりを行う。
- 教師自身が人権感覚をもって生徒と接する。
- 教師間の情報交換や共有をする中で生徒理解に励む。

②　いじめの早期発見の取組

ア　日常活動を通した早期発見

- 教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。

・ 学級日誌や（クラブ）活動日誌を通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。また、生徒の言葉の向こうにいる保護者との対話にもつながる。
・ 生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫をする。

イ　相談体制の充実

・ 生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談窓口を設け、生徒や保護者に周知する。その際、相談室などの相談場所を確保したり、保護者からの相談の受付担当を学級担任以外の職員が行う等、学校の実情に応じて工夫する。
・ 生徒相談支援委員会が､｢相談室だより｣等の通信を生徒や保護者向けに発行し、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行うことも有効。
・ 年間に２回面談週間位置づけたり、定期考査前にや教育相談日を位置づけたりするなどして面接を実施する。
・ 相談カードを用いて、時間と相談したい教員を生徒が決め、担任や生徒相談支援委員に提出し、時間と場所を決めて相談するような工夫をする。
・ いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく｢いじめの防止等の対策のための組織｣等と情報を共有し、適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。

ウ　アンケート調査の活用

・ 年間に数回、あるいは状況に応じて「いじめアンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、生徒と相談を行ったりする。
・ 生活実態調査（アンケート）等を用いて、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や見守りたい生徒との面談に生かす。
・ 家庭に対してアンケートやチェックリストを活用するなどして早期発見のための協力を得る。

③　学校の取組に対する評価

・｢いじめアンケート｣を行い、学校の状況を把握する。
・｢生活実態調査（アンケート）｣、「ＰＴＡアンケート」を行い、生徒や保護者の意識を把握する。
・ 年度間のいじめ認知件数の推移や上記データをもとに、いじめ未然防止・早期発見の取組を検証し、以降の取組に生かす。
・上記のデータ等を学校評議員会等で公表する。

(2)　いじめが起きたときの対応

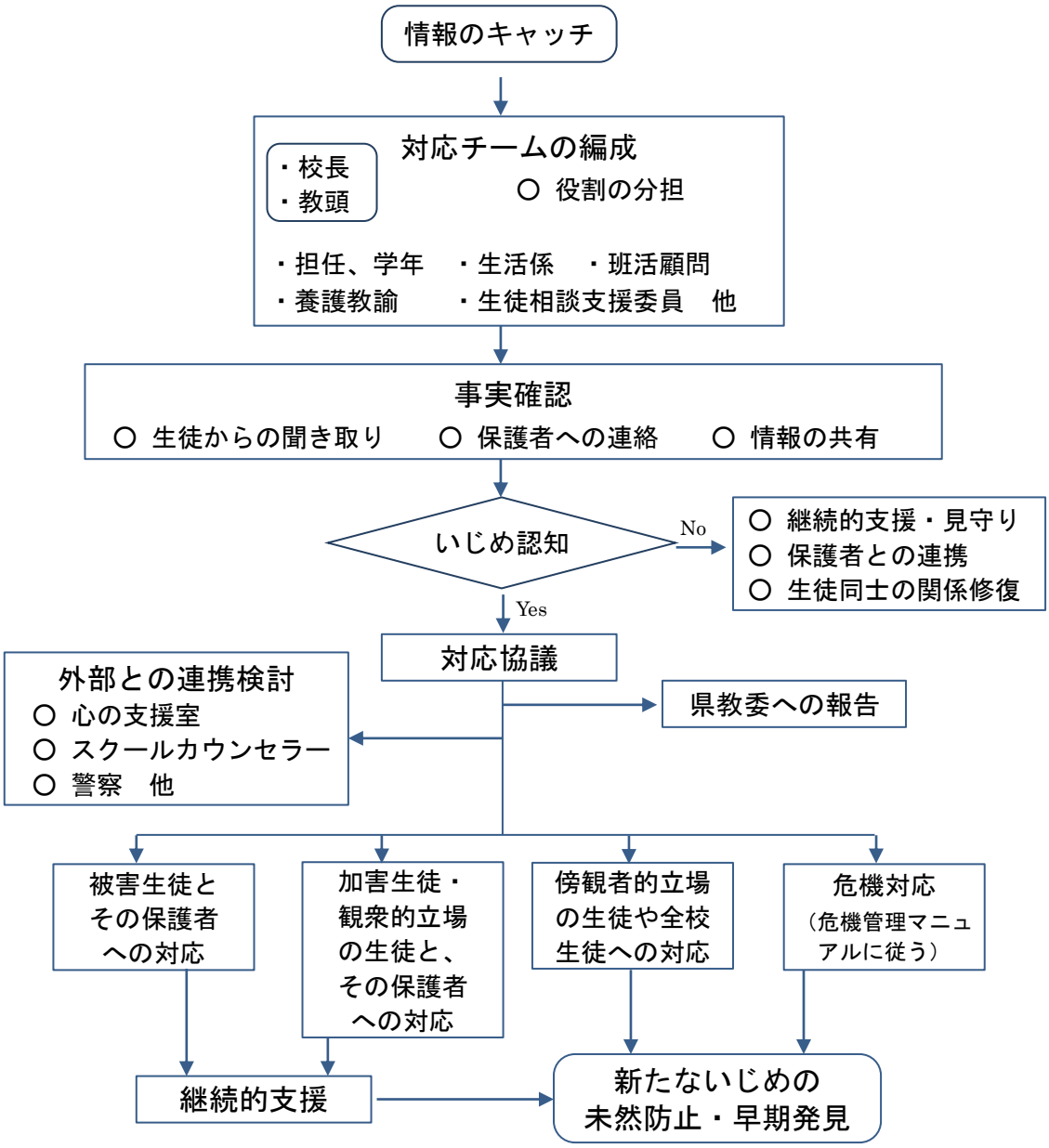
いじめ対応の基本

●「**一人で抱え込まず、チームで対応**」
- 情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、ホウ・レン・ソウ。
- 迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対処する。
- 事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
- 情報提供者の秘密を厳守する。

●「**被害生徒を守り通す**」
- 被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
- いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。

●「**いじめは絶対許さない**」
- 加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する。

【いじめへの対応手順】フロー



ア　いじめ対応マニュアルの充実の視点

○「いじめの防止等対策委員会」が組織的な対応の中心となるように見直す。
○ 一致したぶれない支援・指導のために、支援・指導方針の検討を行う。
○ 具体的な対応をするために、事案に応じて「だれが、何を、どのように、いつまでに」などを迅速に決定するようにする。
○ 「全体像の把握（事実確認）」、「いじめられた生徒、保護者への支援」、「いじめた生徒への指導と保護者への助言」、「いじめが起きた集団への指導」などの段階の支援・指導のポイントを示しておく。
○ 学校の設置者（教育委員会）や関係機関（警察、児童相談所等）への報告や連携体制を整えておく。

イ　支援・指導のポイント

(ｱ) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けた場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめの防止等対策委員会」で集約する。

(ｲ) 全体像の把握（事実確認）→指導体制は「いじめの防止等対策委員会」が決定する。

・ 関係職員を含む「いじめの防止等対策委員会」の職員が分担して速やかに関係生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
・ 事実関係が明らかになったら迅速に保護者に事実関係を伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

(ｳ) いじめられた生徒又は保護者への支援

・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝えたうえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。
・ 安心して学習やその他の活動に取組むことができるような環境を整える配慮を行う。※一時的な保健室や相談室での学習、いじめた生徒を別室で指導や出席停止制度活用の検討

(ｴ) いじめた生徒への指導と保護者への助言

・ いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。
・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。
・ いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

(ｵ) いじめが起きた集団への指導

・ いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
・ はやし立てたりして同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
・ 集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

(ヵ) 調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について
・ 調査結果によって情報の整理や管理を徹底しながら再発の防止に役立てる。
・ いじめの事案に関与した教職員の中で、対応に不備又は遅れ等が生じる場合は該当教職員への適性な処分を行う。

(ｷ) 再調査の必要と思われる場合の対応
以下の状況が判明した場合は速やかに再調査を行う。
① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
④ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

(3) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。
・ 未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
・ 生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

※　以下参考資料

ネット上のいじめへの対応

ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・ＳＮＳでの「ネット上のいじめ」》
○ 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
○ 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
○ 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。



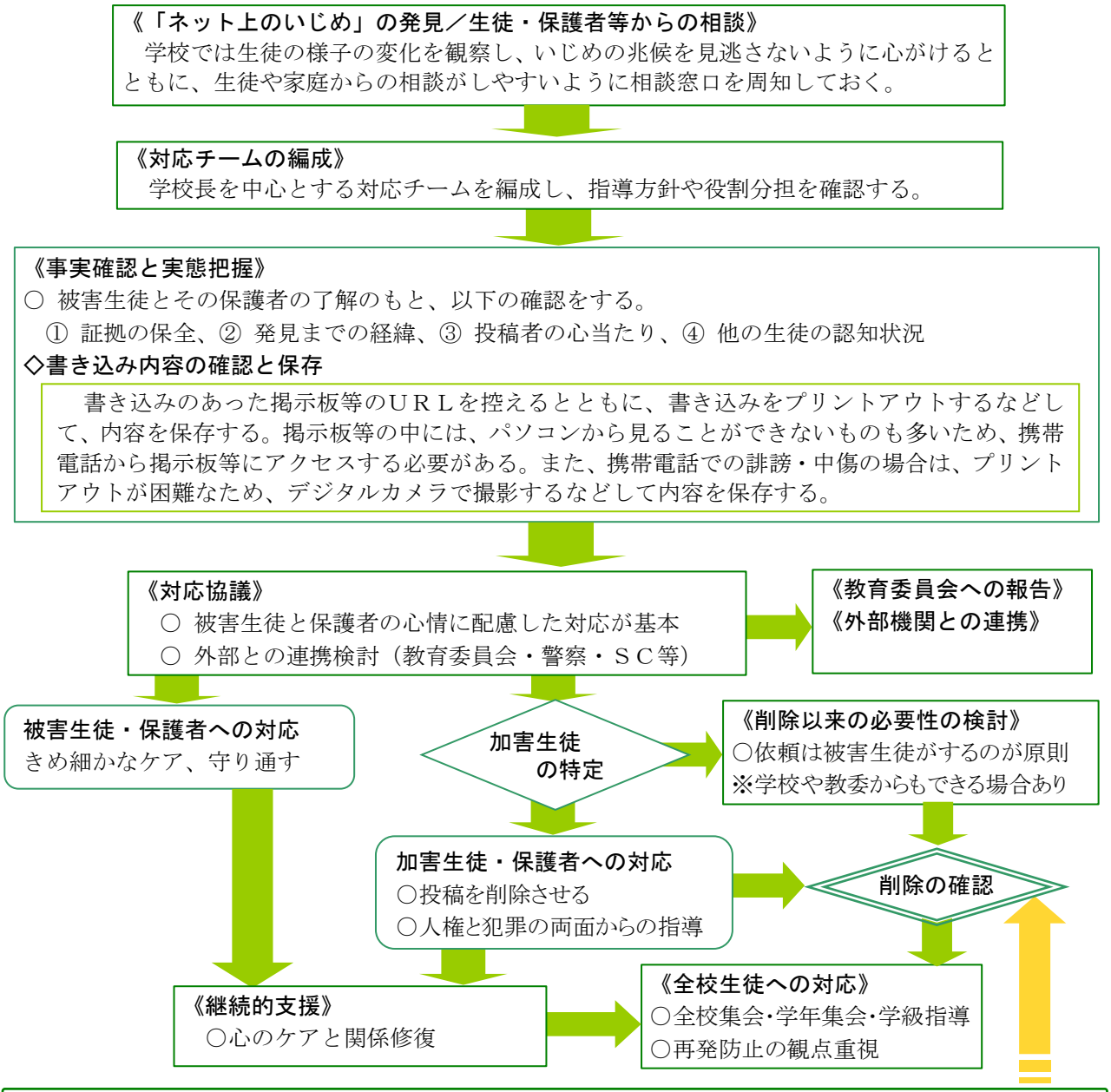
《メールでの「ネット上のいじめ」》
○ 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
○ 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
○ 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
○ グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。

ネットいじめの特徴

○ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
○ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
○ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
○ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、ＳＮＳ等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要があります。

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー



《削除依頼と削除の確認》

(1)掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認して削除依頼。

(2)掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》

○ 長野県警生活安全部生活環境課
サイバー犯罪対策室　026-233-0110
○ 違法・有害情報相談センター
（http://www.ihaho.jp/）
○ 地方法務局「子どもの人権 110 番」
0120-007-110
○ 心の支援課
026-235-7436

(4)　関係機関と連携した取組

・ 定期的に「学校評議員会」を開催し、学校の取組みを共通理解しあうなどの機会を設ける。
・ 警察と学校と日常的な連携のための窓口交換をする。
・ 地域の行事や活動に生徒が積極的に参加するような仕組を構築する。

(5)　重大事態発生時の対応

事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※　「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
※　「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
　例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
※　「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ア　報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する

イ　初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
・ 速やかに「いじめの防止等対策委員会」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会)」を立ち上げる。
・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。
・ 不登校重大事態の場合は欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から設置者に報告・相談する。

ウ　事実関係を明確にするための調査を行う

学校は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

(ｱ)　調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
・ 調査の母体は、「いじめの防止等対策委員会」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
・ その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(ｲ)　組織の構成

・ 公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

※（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照）

エ　調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面

的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取組む。

(ｱ)　いじめられた生徒からの聴き取り

・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(ｲ)　いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ　自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ　調査結果の提供及び報告

(ｱ)　いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(ｲ)　調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ　その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。